

英国商業銀行の 資本提携について

英国では、本年1月末以降2週間のうちに、商業銀行間の資本提携計画があいついで3件発表され、その動向が注目されている。現在のところ資料不足のため提携の具体的内容等不詳な点も多いが、とりあえずその概要をまとめれば次のとおりである。

1. 資本提携の概要

(1) ウェストミンスターとナショナル・プロビシナルの提携

ロンドン手形交換所加盟銀行(London Clearing Banks, 以下加盟銀行と略称、付表参照)中第4位のウェストミンスター銀行(Westminster Bank)と同5位のナショナル・プロビシナル銀行(National Provincial Bank)は1月26日、①両行グループの資本提携をはかることについて基本的了解が成立したこと、②提携はおそらく持株会社設立の方法によって行なわれようが、詳細は2〜3週間内に決定する予定であること、を発表した。

なお、その後の報道によると、両行は2月14日、①提携は持株会社設立の方法によることになったこと、②持株会社名をナショナル・ウェストミンスター銀行(National Westminster Bank)とすること、などを発表したと伝えられている。

(2) スコットランド系銀行の提携

スコットランド系銀行(Scottish Banks, 付表参照)中のスコットランド・ナショナル商業銀行(National Commercial Bank of Scotland)およびスコットランド・ローヤル銀行(Royal Bank of Scotland)は2月7日、持株会社設立^(註)の方法により資本提携を行なうことを発表した。スコットランド・ナショナル銀行は、加盟銀行中ナショナル銀行(National Bank)を、またスコットランド・ローヤル銀行は同じくウィリアムズ・ディーコンズ銀行(Williams Deacon's Bank)およびグリー

ン・ミルズ銀行(Glyn Mills & Co.)をそれぞれ傘下銀行としており、両行の提携はこれらスコットランド銀行系加盟銀行3行の協力関係をも強化するものとみられる。

(注) 持株会社は280万ポンドの株式を発行、そのうち55%相当部分をローヤル銀行の株主が保有し、残りをナショナル商業銀行の株主が保有する予定。なお、加盟銀行であるロイズ銀行は、ナショナル商業銀行の株式の36%を保有している。

(3) パークレイズ、ロイズ、マーチンズの提携

加盟銀行中、第1位のパークレイズ銀行(Barclays Bank)および同第3位のロイズ銀行(Lloyds Bank)は2月8日、持株会社設立の方法により、両行グループの資本提携を行なう計画があることを発表、同時にマーチンズ銀行(Martins Bank, 加盟銀行中第6位)は、新設持株会社に同行の株式を全額売却する形で、本グループに参加する意向を明らかにした。これに対して商務省は、本グループの預金量が加盟銀行全体の約半分に達することを考慮し、本計画を独占禁止委員会(Monopolies Commission)で審査することを決定、この結果、提携の具体的方法は同委員会の審査結果(6ヵ月以内に発表)を待って決定されることとなった。

一方、英蘭銀行は2月9日、全商業銀行に対し、審査結果が発表されるまでは新たな資本提携を見合わせるよう指示、最近異常に高まってきた銀行集中化の動きは、ひとまず一段落の形となった。

2. 資本提携の基本的背景

(1) 企業規模の拡大と1行取引主義

最近、電機業界のGECとAEI(昨年11月)、自動車のBMHとレイランド(Leyland)(本年1月)、テレビ・リースのソーン(Thorn)とラジオ・レンタルズ(Radio Rentals)(本年2月)など、各産業分野で企業合同が急速に進展しているが、英国の企業は1行取引に徹するものが多く、このため企業規模の拡大とともに、取引先銀行の貸出が大口化する傾向がある。かくて銀行は、①増大する貸出資金の調達のためにも、また②大口貸出比率の増大を押え、貸出の危険負担を少なくするた

めにも(注)、資金量の急速な増大を迫られるようになった。

(注) たとえば、ウエストミンスター・のソーン向け貸出は総貸出の約1%、ラジオ・レンタルズ向け貸出はそれ以上を占めており、両社の合併によりウエストミンスターの同グループ向け貸出はますます大口化。

(2) 支店の乱立

英国の郵便局は本年秋から、会社、個人に対して小口の預金口座(いわゆる Giro 勘定)を開設し、これを通ずる資金振替を無料で行なう予定である。銀行はこれに対抗するため、昨年4月以降、当座勘定を通ずる資金振替を無料とするとともに、銀行の利用度を高めるべく店舗網の拡充を急いだ(パークレイズだけでも、昨年毎月平均6店舗を新設)。この結果、同一地域に各行の支店が乱立し、物件費(1店舗の新設費用は最低5万ポンドといわれる)や人件費が増大する割には預金量が伸びないというおそれもでてきた。なお、物価・所得委員会は昨年5月、「銀行手数料等(Bank Charges)」と題する報告において、「店舗の乱立状態を是正するためには、銀行の合併を適当な線まで推進する必要がある。英蘭銀行および大蔵省は、もし銀行が合併の推進を望むのであれば、それに反対はしない旨を明らかにしている」と述べている。

(3) 電算機費用の増大

英国の大銀行は、10進法が採用される1971年2月までに銀行業務の機械化を完成すべく、現在大型電算機の導入を検討している。しかし、大型電算機の設置にはばく大な費用を要するため、小規模銀行としては、電算機の協同利用ないしはその規格統一による経費節減の観点からも、大銀行との合併が望ましいとみられるようになった(注)。

(注) たとえば、マーチンズ銀行、スコットランド系銀行など小規模銀行がそれぞれ独自の大型電算機を導入することは採算に乗らないといわれている。なお、ウエストミンスターとナショナル・プロビシヤルは昨年9月以降、磁気テープの交換を毎日行っているほか、使用している大型電算機をバローズに規格統一する方針と伝えられている。

(4) 国際競争の激化

英国の銀行は、従来から世界的なコルレス網により海外活動を行ってきた。しかし最近、米国銀行の在欧州支店の活動がとみに積極化しており、こうした動きに対処するためには、英国の銀行としても海外支店を拡充する必要があるが、その場合には各行が提携し、海外支店網を相互補完することが効率的であるとみられるようになった。

また、かつては英国の銀行のうちパークレイズ、ミッドランド、ロイズの3行が世界の10大銀行のうちに名を連ねていたが、米国銀行の業績伸長、フランス等における主要銀行の合併などから、英国銀行の地位は徐々に低下、ポンド切下げ後は世界10大銀行にランクされるものは皆無となった。しかも、最近米国系の1、2の銀行がマーチンズに食指を伸ばしているとのうわさも生じ、英国銀行資本の集中が対外的防衛のためにも必要とされるに至った。

(注) パークレイズの Thomson 会長は、ロイズおよびマーチンズとの資本提携の発表にあたって、「英国銀行の国際的地位は最近著しく低下しており、ポンドの切下げによってこれに拍車がかけている。国際金融界において発言力を持つためには、規模を大きくしなければならない」と言明。

3. 提携に至る経緯

英国の銀行提携が、本年にはいって急速に進展することになった直接の契機としては、5大銀行(いわゆる Big Five)に大きく水をあけられているマーチンズが昨年12月、他行との合併に際する旨を発表し、これが各行間に新たな業容拡大の気運を胚胎させたことがあげられよう。すなわち、昨年9月以来磁気テープの交換等で結びつきを強めてきたウエストミンスターとナショナル・プロビシヤルが、マーチンズの合併呼びかけ後に資本提携を発表、これが皮切りとなって連鎖反応を呼び、スコットランド系銀行およびパークレイズ、ロイズ、マーチンズの資本提携が発表されることになったというのが一般的な見方である。このうち、スコットランド系銀行の提携については、ス

コットランド・ナショナル商業銀行 Macdonald 会長の積極的な運動を通じ、同郷意識の強いエジンバラ系銀行間で合同し、ロンドン系銀行の規模拡大に対抗したものとされている。

また、パークレイズ、ロイズ、マーチンズの提携については、①マーチンズが昨年3月、傘下銀行の Lewis's Bank をロイズに売却したこと、②ロイズとマーチンズが昨年8月、協同でアメリカン・エクスプレス(American Express)のエージェントとなり、クレジット・カード(American Express Card)の発行業務に参加したこと、③パークレイズとロイズが本年1月、海外銀行5行とともにインターコンチネンタル・バンキング・サービス(Intercontinental Banking Services) (注)を設立したことなどから、3行間の結びつきが強まっていたことが指摘できよう。

(注) インターコンチネンタル・バンキング・サービス(I B S)は国際的規模の事業計画について資金援助を行なうもので、パークレイズ、ロイズのほか Barclays D. C. O., The Bank of London and South America, The National Bank of New

Zealand, the Australia and New Zealand Bank, the Chartered Bank が参加。シティーでは、パークレイズとロイズの I B S 参加発表の際、両行が将来合併するかもしれないとの観測をする向きもあった。

4. 提携の影響等

ウェストミンスター、ナショナル・プロビシナルおよびスコットランド系銀行の資本提携は今後徐々に具体化されようが、いずれの場合も、参加各行は当面独自の銀行名を維持するものとみられている。他方、パークレイズ、ロイズ、マーチンズの提携については、独占禁止委員会がいかなる態度をとるか予断を許さないが、かりに本件提携が認められたとしても、3行が直ちに一個の企業体に統合されるかどうかは明らかでない。したがって、提携の影響等について正確に見定めるにはなお日時を要するが、現段階での英国内の主要論調等を取りまとめれば以下のとおりである。

(1) 銀行シェア面

3つの資本提携計画がすべて実現した場合、従来「五大銀行」によって支配されてきた英国商業

世 界 の 10 大 銀 行

(単位・百万ドル)

銀行名(国名)	1960年	1965年	1966年		ポンド切下げを考慮した場合		英国銀行資本提携後(1966年基準)		
	順位	順位	預金量	順位	預金量	順位	銀行名(国名)	預金量 (ポンド切下げを考慮)	順位
Bank of America(米)	1	1	16,416	1	16,416	1	Bank of America(米)	16,416	1
Chase Manhattan(米)	2	2	13,751	2	13,751	2	Chase Manhattan(米)	13,751	2
F. N. C. B.(米)	3	3	12,939	3	12,939	3	F. N. C. B.(米)	12,939	3
Manufacturers Hanover Trust(米)	10	4	6,787	4	6,787	4	Barclays/Lloyds/Martins(英)	11,070	※4
Barclays Bank(英)	※4	※5	6,554	5	5,618	※11	Manufacturers Hanover Trust(米)	6,787	5
Morgan Guaranty Trust(米)	9	8	6,445	6	6,445	5	Morgan Guaranty Trust(米)	6,445	6
Chemical Bank(米)	8	7	6,141	7	6,141	6	Chemical Bank(米)	6,141	7
Midland Bank(英)	5	6	6,019	8	5,159	13	B. N. P.(仏)	5,988	8
B. N. P.(仏)	—	—	5,988	9	5,988	7	Westminster/N. P.(英)	5,836	9
Royal Bank of Canada(加)	7	9	5,835	10	5,835	8	Royal Bank of Canada(加)	5,835	10

※ Barclays D. C. O. を含めると第4位。
ウェストミンスターは第30位、ナショナル・プロビシナルは第38位(いずれも1966年、ポンド切下げ前)。

※ Barclays D. C. O. を含めると、預金総額13,873百万ドルで第2位。

銀行組織^(注)は「パークレイズ、ロイズ、マーチンズ」グループ、「ウエストミンスター、ナショナル・プロビシヤル」グループ、「ミッドランド」グループの Big Three、次いでスコットランド系銀行という形での寡占状態にはいることになり、とくに「パークレイズ、ロイズ、マーチンズ」グループは世界第4位(パークレイズ D. C. O. を含めると第2位)の規模となる。

(注) 英国商業銀行組織は、1918年の大合同の結果、5大銀行が支配するところとなった。その直後 Colwyn 委員会の作成した銀行合同禁止法案は流産したものの、英蘭銀行 Montagu Norman 総裁(1920~44年在職)の意向で5大銀行間の合併禁止の不文律が確立され、現在まで維持されてきた(ただし、5大銀行が弱小銀行を併合することはその後も認められてきた)。

(2) 国内業務面

資本提携は顧客層の相互補完ないしは取引関係の整備に役立つとみられている。たとえば、ウエストミンスター、ナショナル・プロビシヤルの

英国商業銀行グループの預金量・シェア

	預金量 (百万 ポンド)	シェア (%)
Barclays, Lloyds, Martins グループ	4,977	43.0
Barclays(傘下銀行 British Linen Bank を含む)	(2,599)	(22.4)
Lloyds	(1,878)	(16.2)
Martins	(500)	(4.4)
Westminster, National Provincial	3,057	26.4
Westminster(傘下銀行 Ulster Bank を含む)	(1,471)	(12.7)
National Provincial(傘下銀行 Coutts および District を含む)	(1,586)	(13.7)
Midland(傘下銀行 Belfast Banking, Northern および Clysdale を含む)	2,598	22.4
Scottish banks グループ	723	6.2
Royal Bank of Scotland(傘下銀行 W. Deacon's および Glyn Mills を含む)	(409)	(3.5)
National Commercial Bank of Scotland(傘下銀行 National Bank を含む)	(314)	(2.7)
Bank of Scotland	225	2.0
計	11,580	100.0

(注) 預金量は、加盟銀行については1968年1月の計数、その他については入手可能な最近時点計数。

提携は、前者が個人勘定が中心であり、後者はエッソ、ブリティッシュ・ペトロリウム(いずれも石油)、フォード、レイランド(いずれも自動車)など取引先に大企業が多いため、顧客層の相互補完効果があるといわれている。また、パークレイズ、ロイズの提携は、両行がBMH(自動車)、ICI(化学)、ポーウォーター(紙)、シアーズ(機械)等の大企業を共通取引先としているため、取引関係の整備に役だつものといわれている。

一方、クレジット・カード、ユニット・トラスト(日本のユニット型投信に類似したもの)、賦払い信用業務等については、従来各行の営業方針がまちまちであり^(注)、資本提携を機にグループ参加行がこれらをいかに統合していくか注目される。

- (注) ① クレジット・カード業務については、たとえば、パークレイズは自行のパークレイズ・カードを発行、一方ロイズとマーチンズはアメリカン・エクスプレス・カードを発行。
- ② ユニット・トラスト業務については、ウエストミンスターがハンブローズ銀行(Hambros Bank)と提携して昨年4月「ウエストミンスター・ハンブローズ」トラストを設立、同業務に積極的に取り組んでいる反面、ナショナル・プロビシヤルは従来から消極的。
- ③ 賦払い信用業務については、たとえば、ウエストミンスターの子会社マーカンタイル・クレジット(Mercantile Credit)とナショナル・プロビシヤルの子会社ノース・セントラル・ファイナンス(North Central Finance)が激しい競争状態にある。

(3) 経費節約効果

資本提携は、電算機の協同利用、規格統一等を通ずる経費節約の点では相当の効果があるといわれている。反面、支店網の面では、グループ参加行が一企業体に統合されないかぎり、重複店舗の整理統合が行なわれることは期待薄とみる向きが多く、むしろ当面は、支店網の補完整備^(注)を通ずる今後の支店乱立防止といった、消極的效果にとどまるとみられている。

- (注) ① ウエストミンスターはロンドンおよび南部イングランド、ナショナル・プロビシヤルは中部および北部イングランドが主力。
- ② パークレイズはロンドンおよび東部イングラ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行(11行)

	Barclays Bank	Midland Bank	Lloyds Bank	Westminster Bank	National Provincial Bank	Martins Bank	District Bank	Williams Deacon's Bank	Glyn Mills & Co.	Coutts & Co.	National Bank
設立時期等	個人銀行として1694年前に設立	1836年設立	Taylor & Lloyd として 1765年設立	London & Westminster Bank として 1834年設立	1833年設立	Bank of Liverpool として 1831年設立	1829年設立	1836年設立	1753年設立	1692年ごろ設立	1835年設立
頭 取 名	John Thomson	Sir A. Forbes	Harald Peake	Duncan A. Stirling	David J. Roberts	C.B. Clegg	Richard Summers	K. G. Holden	E. O. Faulkner	S. J. H. Egerton	W. A. Acton
本店所在地	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	リバプール	マンチェスター	マンチェスター	ロンドン	ロンドン	ロンドン
国内支店数	2,850	3,400	2,230	1,410	2,200	730	—	275	4	7	18
従業員数	38,000	36,000	29,000	19,500	23,000	7,300	—	—	—	—	—
主要勘定等 (百万ポンド)											
(68/1/17) 預 金	2,484.6	2,237.7	1,877.8	1,388.3	1,176.0	499.8	342.2	175.8	73.9	68.1	43.8
貸 出	1,160.5	1,207.2	909.4	702.9	531.1	255.8	172.0	84.3	31.3	33.7	22.5
(66/6/30) 資 本 金	69.4	64.7	64.9	39.4	38.7	14.8	12.0	5.0	2.0	1.0	3.0
準 備 金	44.5	33.2	54.3	34.0	34.3	12.0	7.3	4.5	2.0	1.0	3.3
(65年度中) 純 益	13.6	10.8	7.4	8.3	8.6	2.9	2.5	1.5	—	0.3	0.4
配 当 (税引後)	5.8	5.3	4.1	3.4	4.0	1.3	1.1	0.6	—	0.1	0.3
配 当 率 (%)	14.0	14.0	11.5	(A株) 12.5	17.5	16.5	16.0	20.0	—	18.0	19.0
傘下銀行等	British Linen Bank の全株式を保有。 Barclays D. C. O. および Société Financière Européene に資本参加。	Clydsdale Bank, Northern Bank, Belfast Banking Co. の株式を全額保有。 Banque Européene de Crédit à Moyen Terme に資本参加。	Lloyds Bank Europe, National Commercial Bank of Scotland, Bank of London and South America, National Grindlays Bank, National Bank of New Zealand に資本参加。	Ulster Bank, Westminster Foreign Bank の全株式を保有。 Standard Bank および International Commercial Bank に資本参加。	District Bank および Coutts & Co. の全株式を保有。 National Provincial and Rothschild (London) に資本参加。	Compagnie Internationale de Crédit à Moyen Terme に資本参加。	National Provincial の傘下銀行 (1962年以降)	Royal Bank of Scotland の傘下銀行 (1930年以降)	Royal Bank of Scotland の傘下銀行 (1939年以降)	National Provincial の傘下銀行 (1920年以降)	National Commercial Bank of Scotland の傘下銀行 (1966年4月以降)

英 国 主 要 商 業 銀 行 一 覧 (2)

2. スコットランド系銀行(5行)

	Bank of Scotland	Royal Bank of Scotland	National Commercial Bank of Scotland	British Linen Bank	Clysdale Bank
設立時期等	Act of the Scottish Par- liament により 1695年設立	Royal Charter により1727年設 立	1959年9月、 Commercial Bank of Scot- land と Natio- nal Bank of Scotland の合 併により設立	1746年設立	1838年設立
頭 取 名	Lord Polwarth	The Duke of Buccleuch and Queensberry	I. W. Macdo- nald	The Duke of Hamilton	Lord Maclay
本店所在地	エジンバラ	エジンバラ	エジンバラ	エジンバラ	グラスゴー
支店数	(68/2) 267	(68/2) 267	(68/2) 438	(53/12) 201	(53/12) 353
従業員数	—	(W. Deacon's, Glyn Mills を 含む) 7,000	4,000	—	—
主要勘定等 (百万ポンド)	(1966/2)	(1965/12)	(1965/10)	(1965/9)	(1965/12)
預 金	224.9	159.4	270.2	114.2	237.9
貸 出	134.3	80.8	142.9	71.0	97.9
(銀行券)	(29.8)	(16.8)	(44.7)	(14.9)	(26.3)
資 本 金	8.4	11.4	13.5	2.0	3.4
準 備 金	7.5	12.0	9.7	2.8	4.4
	(1966年中)	(1965年中)		(1965年中)	
純 益	1.8	2.0	—	0.5	—
配 当 (税引後)	1.0	1.3	—	0.2	—
配 当 率 (%)	17.0	19.0	—	16.0	—
傘下銀行等	1955年3月、 Union Bank of Scotland を吸 収。	1930年、Willi- ams Deacon's の株式を全額取 得。 1939年、Glyn Mills の株式を 全額取得。	1966年4月、 National Bank の株式を全額取 得。 なお、Lloyds は N.C.B.S の 株式の約半を保 有。	1919年以降、 Barclays の傘 下銀行となる。	1958年8月以降、 Midlandの傘下 銀行となる。

3. 北アイルランド系銀行(3行)

	Ulster Bank	Belfast Bank- ing Company	Northern Bank
設立時期等	1836年設立	1827年設立	1824年設立
頭 取 名	Hugh Clark	W. Donald	E. D. Hill
本店所在地	ベルファスト	ベルファスト	ベルファスト
支店数	(53/12) 353	(53/12) 86	—
従業員数	—	—	—
主要勘定等 (百万ポンド)	(1965/12)	(1965/12)	(1965/12)
預 金	83.1	51.4	71.3
貸 出	47.3	29.5	41.1
(銀行券)	(0.8)	(2.0)	(1.6)
資 本 金	2.3	0.8	1.1
準 備 金	2.6	1.2	1.6
	(1965年中)	(1965年中)	(1965年中)
純 益	0.4	0.2	0.3
配 当 (税引後)	0.2	0.1	0.1
配 当 率 (%)	14.0	15.0	21.0
傘下銀行等	1917年以降、 Westminster の傘下銀行とな る。	1917年以降、 Midlandの傘下 銀行となる。	1965年以降、 Midlandの傘下 銀行となる。

ンド、ロイズは南部および西部イングランド、マーチンズは北部イングランドがそれぞれ主力。

(4) 海外業務面

国際取引面で比較的立ち遅れていたナショナル・プロビシナルは、ウエストミンスターとの提携により、Westminster Foreign, International Commercial Bank 等を通じて海外活動を活発化できることになった。

一方、パークレイズ、ロイズ、マーチンズの資本提携が実現すると、アメリカ、アフリカ等では、ロイズおよびマーチンズはパークレイズ D. C. O. を通じて活動が容易となろうが、反面欧州大陸では、Lloyds Europe, Société Financière Européenne(パークレイズが資本参加)、Compagnie Internationale de Crédit à Moyen Terme(マーチンズが資本参加)がそれぞれ同種取引(ユーロ・ダラーによる中期信用業務等)を行なっているので、今後同地域におけるこれら銀行の業務調整が必要になろう。

(5) ミッドランド銀行の去就

資本提携の動きに取り残されたミッドランドについては、上位2グループ(加盟銀行)への接近やスコットランド系グループへの参加等が取りざたされている。しかし、同行が他の加盟銀行にさきがけて独自の組織改革を推し進めてきたため、それらとの提携になじみにくい面があり、また、スコットランド系グループへの参加については、同グループの同郷意識の要素を無視しえず、今のところ、ミッドランドの去就については、にわかに断じえない状況にある。

オランダにおける 賃金政策の転換について

近年欧米先進主要国では、労働力の供給不足を基本的背景とする構造的なインフレ傾向に対処するため、正統的な金融・財政政策と並んで、いわゆる所得政策(Incomes policy)ないし賃金政策(Wages policy)が多かれ少なかれ実施されていることは周知の事実である。わが国においても、最近労働力の不足問題がしだいに顕現化し、つれて欧米主要国の所得政策ないし賃金政策に対する関心がとみに高まってきている。

こうしたおり、戦後いち早く組織的な賃金政策に着手して以来豊富な実績を有するオランダにおいて、本年初めから労使の賃金交渉に関する政府の直接介入が廃止され、今後の賃金交渉等は原則として労使の自主性に基づいて行なわれることとなったが、これは賃金政策運営上の諸困難ないし問題点を如実に示した好個の具体例として注目されるところである。

以下こうした観点に立って、今回のオランダの措置の概要およびその背景等について検討してみよう。

今次措置の概要

——賃金交渉に関する政府介入の廃止——

オランダでは1945年に、戦後の同国経済再建と適正な所得分配を達成する目的から「緊急労働関係令」が制定されて以降、

- (1) 賃金等労働条件に関する労使間の協約は、政府調停委員会(the board of state mediators)の承認を要すること、
- (2) 政府調停委員会は「労働協議会(foundation of labour)」^(註)の意見を徴したうえで、労働協約等を承認、拒否ないし修正する権限を有すること、
- (3) 政府は賃金上昇率の許容最高限度等についてガイドラインを定め、上記「労働協議会」に提示し、同協議会はこれに基づき毎年の賃金上昇